

地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

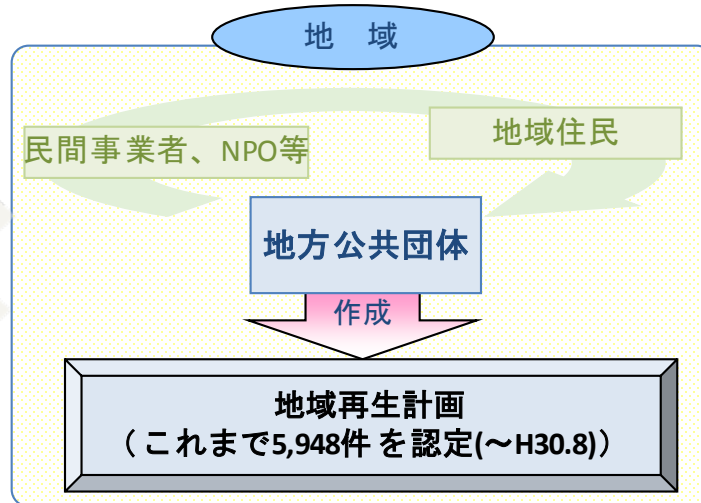
■ 地域再生法に基づく支援措置 (※印はH30年改正で創設・拡充)

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生整備推進交付金(道・汚水処理施設・港)
- ③ 企業版ふるさと納税
- ④ 地域再生支援利子補給金
- ⑤ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)
- ⑥ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付
(地域再生エリアマネジメント負担金制度)※
- ⑦ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
- ⑧ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
(地域再生土地利用計画)
- ⑨ 「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」形成に係る手続の特例
- ⑩ 農林水産業振興・6次産業化の施設整備に係る農地
転用許可の特例(地域農林水産業振興施設整備計画)
- ⑪ 特定政策課題の解決に資する地方債の特例
- ⑫ 補助金等交付財産の目的外使用に係る承認の特例

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針**(閣議決定)への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



認定

支援

国
〔内閣総理大臣認定
関係行政機関の同意〕

〔計画申請は年3回
申請から3月以内に認定〕



- 平成17年の法制定以降、**7度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30)により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進